

本校保護者 各位

県立那覇商業高等学校
校長 與那覇 正 人
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止等に係る 緊急事態宣言延長における本校の対応について

平素より、本校における教育活動並びに感染症対策に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。みだしのことにつきまして、本校の対応につきましては下記のとおりとします。

引き続き学校においても感染症対策に努めてまいります。ご家庭におかれましてもお子様への感染症拡大防止の対応をお願い申し上げます。

記

1. 登校及び日程等について

全学年引き続き時差登校とします。感染状況によっては日程等の変更もございます。

(1) 登下校時における密を避けるために、下記の日課表にて実施します（全学年一斉）。

S H R	9:15～ 9:25	5 校時	13:55～14:40
朝学	なし	6 校時	14:50～15:35
1 校時	9:35～10:20	清掃・消毒	15:35～15:50
2 校時	10:30～11:15	S H R	15:50～15:55
3 校時	11:25～12:10		
4 校時	12:20～13:05		
昼食	13:05～13:50		

※下校は原則 17 時（進路活動・課外などについてはその限りではない）とします。なお、下記 2（裏面）. 部活動（片付けを含め）に該当する部については 19 時までの下校とします。

(2) 行事等について

学校行事につきましては延期または規模縮小等を含めて検討しております。詳細が決まりましたら、生徒を通じて連絡いたします。

(3) 進路活動について

校外において説明会等が開催される場合、保護者承諾のもと参加といたします。その際は、学校より承諾書を生徒通じて持たせますので、保護者押印のうえ学校へご提出ください。

なお、緊急事態宣言地域からの県外への往来は自粛になっていますので、参加の見合わせをお願いします。

(4) 授業について

授業の短縮により一部変更や見直しなどもございます。各授業をとおして生徒へお伝えします。

2. 部活動

原則休止となります。なお、8月末までに九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール及び九州・全国大会へ派遣されるチーム・個人に限り、必要最小限の人数にて、平日の活動時間は90分以内（個人練習を含む、早朝練習は行わないこと）、土日休日は2時間以内（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）で、学校長の許可の下で行います。

※複数の県立学校の部活動において複数名の陽性報告があることから、屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染対策を講じて行います。

※県内外における、練習試合や合宿等については行いません。

3. 学級閉鎖等について

生徒に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学級閉鎖・学年閉鎖等を行う場合がございます。

(1) 学級・学年閉鎖が決まった場合

担任より今後の日程や諸注意をして速やかに下校させます。その際、学級閉鎖等に係る文書を保護者あてに託送させます。

(2) 学級・学年閉鎖等後の連絡体制

①担任からの連絡は「Microsoft Teams」にて各生徒に行う。

②授業における教材提示は①同様に行い、その曜日の校時で行います。

4. 感染症対策について

(1) 引き続きマスク着用・手洗い消毒及び登校前の検温の実施。37.5度以上の場合や風症状の場合は登校を見合わせる（出席停止扱い）。

(2) 不要不急の外出（特に夜8時以降の外出は自粛）及び混雑（3密、密集・密閉・密接）している場所へは行かないなどの確認。

(3) 下校後は、商業施設をはじめ飲食店の立ち寄りやコンビニエンスストアなどでたむろしないようにしてください。

(4) 公共交通機関で下校する皆さんは、乗車中は会話を控え、しっかりとマスク着用などの感染対策をしましょう。

5. 体育着登校について

令和3年5月31日付け事務連絡お伝えしました体育の授業がある日の体育着登校については、当面の間引き続き行います。なお、部活動着・クラスTシャツは不可です。

6. 登校にあたって

那商第142号・令和3年4月7日付けの文書でも連絡しておりますが、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の確認をお願いします。

(1) 感染が判明した者（治癒するまで）

(2) 濃厚接触者に特定された者（保健所が自宅待機などを求めた期間）

(3) 発熱等の風邪症状がみられる者（症状がなくなれば登校は可能）

※ 発熱等の風邪症状とは、発熱（平熱より高い体温、あるいは37.5℃以上を目安とする）咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、臭覚障害などの症状
但し、鼻炎など基礎疾患の症状である場合を除く

(4) レベル2・3の感染状況の段階にある地域（7月8日現在レベル3）

①児童生徒等に風邪症状等はないが、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる者（同居の家族に症状がなくなれば登校は可能）

②同居する家族が「濃厚接触者に特定され発熱等の症状がある」場合や「発熱等の風邪症状があり検査を受けている」場合、児童生徒等本人に発熱等の風邪症状がなくても出席停止となります。

※ レベル1においては、同居する家族が「濃厚接触者に特定された」場合や「発熱等の風邪症状があり検査を受けている」場合、児童生徒等本人に風邪症状がなければ登校可能です。